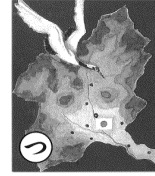




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月13日(木) 号外(第5号)

目次

| | ページ |
|-----------------------|-----|
| 告示 ○知事指定薬物の指定(薬務課) | 2 |

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第53号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年6月13日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン(通称名3-MeO-PCE)及びその塩類
- (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-4CN-B7AICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和元年6月14日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111